○国土交通省告示第千二百六十八号

道路運送車両法（昭和二十六年法律第百八十五号）第七十五条の二第一項の規定により、平成二十四年八月三日次のとおり自動車の装置をその型式について指定した。

平成二十四年十一月九日　国土交通大臣　羽田雄一郎

型式指定番号	指定装置の種類、名称及び型式	製作者等の氏名又は名称及び住所
E43－58R－020219	突入防止装置　ニッセキ　NRB01	株式会社日本除雪機製作所　北海道札幌市手稲区稲穂三条六丁目四番三八号
E43－58R－020220	突入防止装置　ニッセキ　NRB02	〃

○国土交通省告示第千二百六十九号

道路運送車両法（昭和二十六年法律第百八十五号）第七十五条の二第一項の規定により、平成二十四年八月八日次のとおり自動車の装置をその型式について指定した。

平成二十四年十一月九日　国土交通大臣　羽田雄一郎

型式指定番号	指定装置の種類、名称及び型式	製作者等の氏名又は名称及び住所
E43－3R－020108	後部反射器　3M　RR－ISZ01	山形スリーエム株式会社　山形県東根市大字若木5500番地

○国土交通省告示第千二百七十号

道路運送車両法（昭和二十六年法律第百八十五号）第七十五条の二第一項の規定により、平成二十四年九月二十八日次のとおり自動車の装置をその型式について指定した。

平成二十四年十一月九日　国土交通大臣　羽田雄一郎

型式指定番号	特定装置の種類、名称及び型式	製作者等の氏名又は名称及び住所
㊀G－2474	一酸化炭素等発散防止装置　いすゞ　H22－ID　C－4HK1TCS3	いすゞ自動車株式会社　東京都品川区南大井六丁目26番1号
㊁G－2475	一酸化炭素等発散防止装置　いすゞ　H22－ID　C－4HK1TCH3	〃

特定装置を取り付けることができる自動車の範囲（車名及び型式、※は、当該自動車の仕様を区分する記号が付される場合がある。）

㊀	いすゞ　TKG－FRR90※※
㊁	〃

○国土交通省告示第千二百七十一号

道路運送車両法（昭和二十六年法律第百八十五号）第七十五条の二第一項の規定により、平成二十四年九月二十八日次のとおり自動車の装置をその型式について指定した。

平成二十四年十一月九日　国土交通大臣　羽田雄一郎

型式指定番号	指定装置の種類、名称及び型式	製作者等の氏名又は名称及び住所
E43－58R－020221	突入防止装置　OKAYOバンパー　SRD－L6T	株式会社岡山熔接所　岡山県岡山市北区北長瀬表町三丁目19番10号
E43－58R－020222	突入防止装置　OKAYOバンパー　SRD－L7	〃

○国土交通省告示第千二百七十二号

装置型式指定規則（平成十年運輸省令第六十六号）第八条第一項の規定に基づき、指定製作者等の名称等を次のとおり変更する旨届出があったので、同条第十一条第二項の規定に基づき告示する。

平成二十四年十一月九日　国土交通大臣　羽田雄一郎

1．変更する指定製作者等の氏名又は名称及び住所

旧	新
バロック・オートモーティブ・システムｓ．ｒ．ｏ．	ビステオン・オートパルｓ．ｒ．ｏ．

2．スヴォロヴォヴァ195、セノヴ、ノヴェホ、ジシナ、742、42、チェコ共和国　ルジツカ984／14、ノヴィ　イーツイン74101、チェコ共和国

2．変更年月日　平成24年8月1日

○環境省告示第百六十一号

自然公園法施行規則（昭和三十二年厚生省令第四十一号）第十一条第三十五項の規定に基づき、陸中海岸国立公園の特別地域内における行為の許可基準の特例（平成十二年八月環境庁告示第五十号）の一部を次のように改正し、公布の日から適用する。

平成二十四年十一月九日　環境大臣　長浜　博行

第一条第一項第二号の次に次の一号を加える。

三　小友町只出地区　岩手県陸前高田市小友町字谷地館の一部

第三条の次に次の一条を加える。

（小友町只出地区に係る基準の特例）

第四条　小友町只出地区内において行われる規則第十一条第四項に規定する行為については、同項中「次のとおり」とあるのは「第一号から第三号まで、第五号、第七号、第八号及び第十一号に掲げるとおり」と、同項第二号中「十メートル」とあるのは「十三メートル」と読み替えて、同項の規定を適用する。

2　小友町只出地区内において行われる規則第十一条第九項に規定する行為については、同項中「次のとおり」とあるのは「次の各号（第三号、第五号及び第七号ロを除く。）に掲げるとおり」と読み替えて、同項の規定を適用する。

3　小友町只出地区内において行われる規則第十一条第二十三項に規定する行為については、同項中「次のとおり」とあるのは「第一号及び第三号から第七号までに掲げるとおり」と読み替えて、同項の規定を適用する。

○関東地方整備局告示第三百九十六号

次のように道路の区域を変更したので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第一項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、平成二十四年十一月九日から二週間一般の縦覧に供する。

平成二十四年十一月九日　関東地方整備局長　森北　佳昭

㈠	道路の種類	一般国道
㈡	路線名	十六号
㈢	道路の区域	区間　変更前敷地の幅員　変更後敷地の幅員 八王子市中野上町二丁目九二三番一五から同市中野山王一丁目一一八五番九まで　前　一六・五〇～二六・〇〇メートル　後　二五・〇〇～三七・六〇メートル
㈣	図面縦覧場所	関東地方整備局及び同局相武国道事務所

○関東地方整備局告示第三百九十七号

次のように道路の供用を開始するので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第二項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、平成二十四年十一月九日から二週間一般の縦覧に供する。

平成二十四年十一月九日　関東地方整備局長　森北　佳昭

路線名	供用開始の区間	図面縦覧場所
十六号	八王子市中野上町二丁目九二三番五地先から同市中野山王一丁目一一八五番九まで（ただし、関係図面に表示する部分のみ。）	関東地方整備局及び同局相武国道事務所

供用開始の期日　平成二十四年十一月九日